

# 兵庫県公報

平成19年9月28日

第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

規 則	ページ
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (文書課) .....	2
○兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則(能力開発課) .....	10
○景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(まちづくり課) .....	10
<b>告 示</b>	
○空地利用等景観基準(まちづくり課) .....	11
○空地利用等景観基準の規定により知事が定める区域等(同) .....	12
<b>教育委員会規則</b>	
○兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 .....	13
○個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 .....	23

## 公布された法令のあらまし

- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(規則第59号)  
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行により、新たな信託制度に基づく関係法律等の整備が行われることに伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。
  - 1 兵庫県税条例施行規則
  - 2 行政組織規則
  - 3 農業協同組合等に関する手続を定める規則
  - 4 森林組合に関する手続を定める規則
  - 5 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
- 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則(規則第60号)  
若年者を取り巻く厳しい雇用情勢に対応するため、平成16年10月から平成19年9月までの間の事業として兵庫県立姫路高等技術専門学院短期課程において実施してきた機械加工科実務・教育連結型及びOA事務科実務・教育連結型の職業訓練について、その期間を1年間延長して実施することとし、所要の整備を行うこととした。
- 景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第61号)
  - 1 景観の形成等に関する条例の一部改正により、知事は、空地の利用又は管理について、空地利用等景観基準を定め、当該空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な指導又は助言を行うことができることとするに伴い、空地として知事が定める土地を、次に掲げる土地とすることとした。
    - (1) 土石の採取、埋立てその他の土地の形質を変更する行為又は建築物等の解体工事の跡地
    - (2) 土地に定着する工作物のない土地であって、次に掲げるもの(建設工事の現場である土地を除く。)
      - ア 建設資材その他の資材又は機械器具の保管の用に供されている土地
      - イ 土石、砂、木材、廃棄物その他これらに類する物が集積され、又は放置されている土地
  - 2 住宅金融公庫法の廃止に伴い、同法に係る字句を削除することとした。
- 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(教育委員会規則第18号)  
信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第19号）

地方自治法施行令で定める地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第59号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第9号中「若しくは計算期間」を削る。

様式第9号の2（表）の部中「又は計算期間（終了年月）」を削る。

様式第12号中「若しくは計算期間」を削る。

様式第24号中

法人 番号		特定信託の 名称	
----------	--	-------------	--

を

法人 番号	
----------	--

に改め、「又は計算期間」及び「又は特定信託所得割」を削る。

（行政組織規則の一部改正）

第2条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第9号中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に、「の引受の許可、信託条項の変更」を「に係る許可」に改める。

（農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部改正）

第3条 農業協同組合等に関する手続を定める規則（昭和47年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「大正11年法律第62号）第46条の規定により」を「平成18年法律第108号）第57条第2項の規定による」に改め、同条第2項中「、その相続人」を削り、「第47条の規定により」を「第58条第4項の規定による」に改める。

（森林組合に関する手続を定める規則の一部改正）

第4条 森林組合に関する手続を定める規則（昭和54年兵庫県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大正11年法律第62号）第46条の規定により」を「平成18年法律第108号）第57条第2項の規定による」に改め、同条第2項中「、その相続人」を削り、「第47条」を「第58条第4項」に改める。

（知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第5条 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成5年兵庫県規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「の引受けの」を「に係る」に改める。

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に、「の引受けの」を「に係る」に改める。

第2条の見出し中「引受け」を「公益を目的とする信託」に改め、同条中「第68条」を「第2条第1項」

に、「による公益信託の引受け」を「により公益を目的とする信託」に改め、同条第2号中「信託行為」の右に「の内容を記載した書類」を加え、同条第3号中「信託財産」の右に「に属する財産」を加え、同条第8号中「引受け」を「信託の引受け」に、「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第3条中「公益信託の引受けを許可された」を「公益を目的とする信託の許可を受けた」に改める。

第4条第1項及び第5条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第6条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第1項を次のように改める。

受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 法第5条第1項の特別の事情を記載した書類

(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

第6条第2項中「信託の条項の」を「特別の事情による信託の」に改める。

第17条を削る。

第16条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「次に掲げる書類を添えて、その旨を書面で知事に届け出なければ」を「信託の終了事由を記載した書類を知事に提出しなければ」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、遅滞なく、公益信託清算結了報告書(様式第21号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算結了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

第16条を第29条とする。

第15条第1項中「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第20号」に改め、同条を第28条とする。

第14条を第27条とし、第13条を第26条とし、同条の前に次の4条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項の規定による辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 辞任しようとする理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項の規定による信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任請求書(様式第17号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 解任を請求する理由を記載した書類

(2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第24条 利害関係人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項の規定による新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、新たな信託管理人選任請求書(様式第18号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

(2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第6号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第165条第1項の規定による信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書(様式第19号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第12条を削る。

第11条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条中「法第8条第1項及び第72条」を「法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第123条第4項又は同法第258条第6項」に、「信託管理人選任申請書（様式第6号）」を「信託管理人選任請求書（様式第15号）」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第16条 利害関係人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第63条第1項の規定による信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第17条 信託財産管理者は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第66条第4項の規定による同項各号に掲げる行為（以下「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項の規定による保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第18条 信託財産管理者は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項の規定による辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項の規定による辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第19条 委託者又は信託管理人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第70条において準用する同法第58条第4項の規定による信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任請求書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項の規定による信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第20条 利害関係人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第74条第2項の規定による信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類

- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第10条の見出しを「(新たな受託者の選任の請求)」に改め、同条中「法第49条第1項及び第72条」を「法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第62条第4項」に、「新受託者」を「新たな受託者」に、「受託者選任申請書(様式第5号)」を「受託者選任請求書(様式第9号)」に改め、同条第2号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条中同号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類

第10条を第15条とする。

第9条中「若しくはその相続人」を削り、「法第42条第1項又は第44条」を「信託法第56条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第8条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条中「若しくはその相続人又は受益者若しくは」を「又は」に、「法第47条及び第72条」を「法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第58条第4項」に、「受託者解任申請書(様式第4号)」を「受託者解任請求書(様式第8号)」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(検査役の選任の請求)

第12条 委託者又は信託管理人は、法第8条の規定により知事の権限とされている信託法第46条第1項の規定による検査役の選任の請求をしようとするときは、検査役選任請求書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第7条中「第71条」を「第7条」に、「様式第3号」を「様式第6号」に改め、同条第2号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第7条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、信託変更許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法の定める信託の変更の手続(同法第149条第4項の別段の定めによる手続がある場合には、当該手続を含む。)を経たことを証する書類

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続(同法第151条第3項の別段の定めによる手続がある場合には、当該手続を含む。)を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第6号から第9号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第8号中「信託の引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続（同法第155条第3項の別段の定めによる手続がある場合には、当該手続を含む。）を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第10条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、新規信託分割許可申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続（同法第159条第3項の別段の定めによる手続がある場合には、当該手続を含む。）を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第6号から第9号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第8号中「信託の引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

様式第1号中「公益信託引受許可申請書」を「公益信託許可申請書」に、「公益信託を引き受けたいので、」を「公益を目的とする信託を」に改める。

様式第2号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「信託条項変更認可申請書」を「信託変更許可申請書」に、「信託の条項を変更したい」を「変更をしたい」に、「認可される」を「許可される」に、  
「2 信託  
3 添付  
の条項の変更案  
書類」を「2 添付書類」に改める。

様式第8号中「第15条関係」を「第28条関係」に改め、同様式（裏面）の部中「の引受けの」を「に係る」に、「第15条」を「第28条」に、「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に、「様式第8号」を「様式第20号」に改め、同様式を様式第20号とし、同様式の前に次の4様式を加える。

様式第16号（第22条関係）

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

Ⓔ

公益信託の信託管理人を辞任したいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 辞任予定年月日
- 3 添付書類

様式第17号（第23条関係）

信託管理人解任請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の信託管理人を解任されるよう下記のとおり請求します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 解任を請求する信託管理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 4 添付書類

様式第18号（第24条関係）

新たな信託管理人選任請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の新たな信託管理人を選任されるよう下記のとおり請求します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 選任を請求する新たな信託管理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 4 添付書類

様式第19号（第25条関係）

信託終了請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の信託の終了を下記のとおり請求します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

様式第7号を削る。

様式第6号中「第11条関係」を「第21条関係」に、「信託管理人選任申請書」を「信託管理人選任請求書」に、「申請者」を「請求者」に、「申請し」を「請求し」に改め、同様式を様式第15号とし、同様式の前に次の5様式を加える。

様式第10号（第16条関係）

信託財産管理命令請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の信託財産管理命令を下記のとおり請求します。

## 記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

様式第11号（第17条関係）

保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

## 記

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

様式第12号（第18条関係）

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）を辞任したいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

## 記

- 1 公益信託の名称
- 2 辞任予定年月日
- 3 添付書類

様式第13号（第19条関係）

信託財産管理者等解任請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊤

公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）を解任されるよう下記のとおり請求します。

## 記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 解任を請求する信託財産管理者（信託財産法人管理人）の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 4 添付書類

様式第14号（第20条関係）

信託財産法人管理命令請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）



.....  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊦

公益信託の信託財産法人管理命令を下記のとおり請求します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

様式第5号中「第10条関係」を「第15条関係」に、「受託者選任申請書」を「受託者選任請求書」に、「申請者」を「請求者」に、「申請し」を「請求し」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第4号中「第8条関係」を「第13条関係」に、「受託者解任申請書」を「受託者解任請求書」に、「申請者」を「請求者」に、「申請し」を「請求し」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第7号（第12条関係）

検査役選任請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊦

公益信託の検査役を選任されるよう下記のとおり請求します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 請求者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

様式第3号中「第7条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第3号（第8条関係）

信託併合許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊦

公益信託の信託の併合をしたいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

様式第4号（第9条関係）

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊦

公益信託の吸収信託分割をしたいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 公益信託の名称  
2 添付書類  
様式第 5 号（第10条関係）

## 新規信託分割許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊟

公益信託の新規信託分割をしたいので、許可されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 公益信託の名称  
2 添付書類  
様式第20号の次に次の1様式を加える。  
様式第21号（第29条関係）

## 公益信託清算結了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊟

公益信託の清算が結了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 公益信託の名称  
2 清算結了年月日  
3 添付書類  
附 則  
この規則は、平成19年 9月30日から施行する。

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第 60 号

## 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成19年 9月30日」を「平成20年 9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第 61 号

## 景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章の2 景観影響評価に係る手続等（第22条の2 - 第22条の8）」を「第4章の2 景観影響評価に係る手続等（第22条の2 - 第22条の8）」に改める。

第8条中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）その他の」を削る。  
第4章の2の次に次の1章を加える。

#### 第4章の3 空地

第22条の9 条例第27条の15第1項に規定する知事が定める土地は、次に掲げる土地とする。

- (1) 土石の採取、埋立てその他の土地の形質を変更する行為又は建築物等の解体工事の跡地
- (2) 土地に定着する工作物のない土地であって、次に掲げるもの（建設工事の現場である土地を除く。）
  - ア 建設資材その他の資材又は機械器具の保管の用に供されている土地
  - イ 土石、砂、木材、廃棄物その他これらに類する物が集積され、又は放置されている土地

#### 附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 兵庫県告示第988号の2

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第27条の15第1項の規定による空地利用等景観基準を次のとおり定め、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 空地利用等景観基準

#### 1 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視点場 次に掲げるものをいう。
  - ア 主要交通路
  - イ 次に掲げる区域内において当該区域の優れた景観を見ることができる箇所
    - (ア) 景観形成地区又は風景形成地域（以下「景観形成地区等」という。）
    - (イ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項又は兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により指定された史跡又は名勝の区域
    - (ウ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園のうち、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第5号に規定する総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園であるもの
    - (エ) その他優れた景観を形成している区域として知事が定める区域
- (2) 主要交通路 次に掲げるものをいう。
  - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道並びに県道及び市道（同法第56条の規定により指定されたもの及び道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により同法第2条第6項に規定する会社等が料金を徴収するものに限る。）
  - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた同項第1号に規定する道路（供用を開始しているものであって、車線の数4以上である区間に限る。）
  - ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設
  - エ 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道
  - オ 鉄道事業法第34条の2に規定する索道事業者がその事業の用に供する索道施設のうち、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条に規定する普通索道に係るもの
  - カ その他知事が定める交通路

#### 2 空地の利用等に係る景観上配慮すべき事項

- (1) 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号、以下「規則」という。）第22条の9第1号に掲げる土地（以下「土石採取跡地等」という。）においては、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 整地

視点場から展望できる土石採取跡地等については、原則として整地すること。

イ 裸地法面の緑化

(ア) 土石の採取、埋立てその他の土地の形質を変更する行為により生じた裸地の法面のうち視点場から展望できるものについては、原則として緑化を行うこと。

(イ) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。

(ウ) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものを用いることとし、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。

(エ) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。

ウ 土石採取跡地等への展望の遮へいに有効な樹木の植栽等

(ア) 原則として、視点場から土石採取跡地等への展望の遮へいに有効な箇所に、樹木の植栽を行うこと。

(イ) 樹木の植栽による遮へいが困難な場合は、視点場から展望できないように、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の遮へい工作物を設置すること。

エ 景観形成基準等への適合

景観形成地区等に存する土石採取跡地等においては、ア、イ及びウによる措置のほか、当該景観形成地区等における景観形成基準又は風景形成基準（以下「景観形成基準等」という。）に適合させるための措置を講ずること。

(2) 規則第22条の9第2号に掲げる土地（以下「資材置場等」という。）においては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 資材の集積等の配慮

建設資材その他資材若しくは機械器具の保管又は土石、砂、木材、廃棄物その他これらに類する物の集積（以下「資材の保管等」という。）は、できる限り整然と行うこととし、たい積する場合にあっては、周辺の景観に配慮した高さとする。

イ 樹木等による資材の保管等の遮へい

(ア) 原則として、視点場から資材の保管等の状態が直接視認できないよう、樹木の植栽による遮へいを行うこと。

(イ) 樹木の植栽による遮へいが困難な場合は、視点場から直接視認できないよう、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の遮へい工作物の設置による遮へいを行うこと。

ウ 景観形成基準等への適合

景観形成地区等に存する資材置場等においては、ア及びイによる措置のほか、当該景観形成地区等における景観形成基準等に適合させるための措置を講ずること。

兵庫県告示第988号の3

平成19年兵庫県告示第988号の2（空地利用等景観基準）の規定により知事が定める区域等を次のとおり定め、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 第1項第1号イ(エ)の規定により優れた景観を形成している区域として知事が定める区域は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 兵庫県立フラワーセンターの区域
- (2) 淡路ファームパークイングランドの丘の区域
- (3) 兵庫県立西はりま天文台公園の区域
- (4) 淡路ふれあい公園の区域
- (5) 兵庫県立三木山森林公園の区域
- (6) 兵庫県立丹波の森公苑の区域
- (7) 兵庫県立やしろの森公園の区域
- (8) 兵庫県立ささやまの森公園の区域
- (9) 兵庫県立なか・やちよの森公園の区域

- (10) 兵庫県立ゆめさきの森公園の区域
- (11) 兵庫県立国見の森公園の区域
- (12) 兵庫県立但馬牧場公園の区域
- (13) あわじ花さじきの区域

2 第1項第2号カの規定により知事が定める交通路は、芦有ドライブウェイとする。

## 教育委員会規則

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

### 兵庫県教育委員会規則第18号

#### 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「信託法（大正11年法律第62号）第66条」を「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第1条」に改める。

第2条第1項中「公益信託の引受けをしよう」を「法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けよう」に改め、同項第2号中「信託行為」の右に「の内容を示す書類」を加え、同項第5号及び第6号中「に就任を予定されている」を「となるべき」に改め、同項第9号中「年度及び翌年度における」を「信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあつては、引受け後2年間）の」に改め、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第3号から第5号まで」に、「委託者又は受託者」を「委託者、受託者又は信託管理人」に、「団体」を「法人」に改める。

第3条中「速やかに」を「遅滞なく、」に改める。

第4条の見出し中「事業計画」を「事業計画書」に改め、同条第1項中「、年度」を「、毎信託事務年度」に、「事業計画」を「事業計画書」に改め、同条第2項中「事業計画」を「事業計画書」に、「速やかに」を「遅滞なく、」に改める。

第5条中「、年度」を「、毎信託事務年度」に改める。

第6条中「遅滞なく前年度」を「、遅滞なく、前信託事務年度」に改める。

第7条を次のように改める。

（信託の変更に係る書類の提出）

第7条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

第18条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

（公益信託終了の報告等）

第29条 受託者は、信託が終了したときには、終了後1箇月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算結了後1箇月以内に、公益信託清算結了報告書(様式第21号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算結了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

第15条から第17条までを削る。

第14条第1項中「信託法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「信託法第69条第1項」を「法第4条第1項」に改め、同条第3項中「信託法第67条の規定により、」を「公益信託の監督上」に改め、「ときは」の右に「、法第4条第1項の規定により」を加え、同条第4項中「様式第7号」を「様式第20号」に改め、同条を第28条とする。

第13条第1項中「その事務所」を「その信託事務を行う事務所」に、「法令」を「法令の規定」に改め、同項第1号中「信託行為」の右に「及びこれに附属する書類」を加え、同条第2項を削り、同条を第27条とする。

第12条第1項中「速やかに書面をもって」を「遅滞なく、」に改め、同項第1号中「団体」を「委託者が法人である場合」に改め、同項第2号中「職業」を「氏名、職業」に、「団体」を「委託者又は受託者が法人である場合」に改め、同項第3号中「職業」を「氏名、職業」に改め、「とき」の右に「（信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき。）」を加え、同条第2項中「場合」の右に「（運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。）」を加え、同条を第26条とし、同条の前に次の4条を加える。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

**第22条** 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書（様式第16号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の申請）

**第23条** 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任申請書（様式第17号）に次の掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の申請）

**第24条** 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、新たな信託管理人選任申請書（様式第18号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

（公益信託の終了の申請）

**第25条** 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了申請書（様式第19号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第11条中「又は受託者」を削り、「教育委員会に対し」を「信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により」に、「様式第6号」を「様式第15号」に改め、同条第2号中「の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書」を「に係る第2条第1項第5号に掲げる書類」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

（信託財産管理命令の申請）

**第16条** 利害関係人は、信託法第69条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）の請求をしようとするときは、信託財産管理命令申請書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

**第17条** 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

**第18条** 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

**第19条** 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

**第20条** 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令申請書(様式第14号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第10条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「、その相続人」を削り、「受託者が欠けることとなる場合において、教育委員会に対し新受託者」を「信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者」に、「様式第5号」を「様式第9号」に、「第2条第1項第4号」を「次の各号」に改め、「書類のほか、財産及び収支の現況を記載した」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書
- (4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

第10条を第15条とする。

第9条中「、その相続人」を削り、「受託者の任務違反その他重要な事由により、教育委員会に対し」を「信託法第58条第4項及び法第8条の規定により」に、「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(検査役の選任の申請)

**第13条** 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、検査役選任申請書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第8条中「やむを得ない事由により辞任し」を「法第7条の規定により辞任の許可を受け」に、「様式第3号」を「様式第6号」に改め、同条第2号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、信託変更許可申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法の定める信託の変更の手続を経たことを証する書類

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、新規信託分割許可申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

様式第1号中

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所

.....



氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

㊦

を

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

に、「団体」を「法人」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第8条関係)

信託変更許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

次のとおり公益信託の信託の変更をしたいので、許可されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第7号から様式第9号までを削る。

様式第6号中「第11条関係」を「第21条関係」に、

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (団体にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 (団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

㊦

を

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

に改め、同様式を様式第15号とし、同様式の前に次の5様式を加える。

様式第10号 (第16条関係)

信託財産管理命令申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

次のとおり公益信託の信託財産管理命令を請求したいので申請します。

- 1 公益信託の名称

2 申請者の公益信託上の地位

3 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

## 様式第11号(第17条関係)

保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

次のとおり公益信託の保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、許可されるよう申請します。

1 公益信託の名称

2 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

## 様式第12号(第18条関係)

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

次のとおり公益信託の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を辞任したいので、許可されるよう下記のとおりに申請します。

1 公益信託の名称

2 辞任予定年月日

3 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

## 様式第13号(第19条関係)

信託財産管理者等解任申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

次のとおり公益信託の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を解任されるよう申請します。

1 公益信託の名称

2 申請者の公益信託上の地位

3 解任を請求する信託財産管理者(信託財産法人管理人)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

4 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

## 様式第14号(第20条関係)

信託財産法人管理命令申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

次のとおり公益信託の信託財産法人管理命令を請求したいので申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 申請者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

（用紙の大きさ 日本工業規格A列4番）

様式第5号中「第10条関係」を「第15条関係」に、  
「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 （団体にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏名 （団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

㊟

を

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第4号中「第9条関係」を「第14条関係」に、  
「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 （団体にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏名 （団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

㊟

を

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第7号（第13条関係）

検査役選任申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

次のとおり公益信託の検査役を選任されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 申請者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

（用紙の大きさ 日本工業規格A列4番）

様式第3号中「第8条関係」を「第12条関係」に、

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所

氏名 (団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名)  
.....  
㊤

を

「 兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
.....  
㊤

に改め、「とおり」の右に「公益信託の受託者を」を加え、同様式を様式第6号とし、様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第3号 (第9条関係)

信託併合許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
.....  
㊤

次のとおり公益信託の信託の併合をしたいので、許可されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第4号 (第10条関係)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
.....  
㊤

次のとおり公益信託の吸収信託分割をしたいので、許可されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第5号 (第11条関係)

新規信託分割許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
.....  
㊤

次のとおり公益信託の新規信託分割をしたいので、許可されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第15号の次に次の6様式を加える。

## 様式第16号（第22条関係）

## 信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

次のとおり公益信託の信託管理人を辞任したいので、許可されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 辞任予定年月日
- 3 添付書類

（用紙の大きさ 日本工業規格A列4番）

## 様式第17号（第23条関係）

## 信託管理人解任申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

次のとおり公益信託の信託管理人を解任されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 申請者の公益信託上の地位
- 3 解任を請求する信託管理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 4 添付書類

（用紙の大きさ 日本工業規格A列4番）

## 様式第18号（第24条関係）

## 新たな信託管理人選任申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

次のとおり公益信託の新たな信託管理人を選任されるよう申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 申請者の公益信託上の地位
- 3 選任を請求する新たな信託管理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 4 添付書類

（用紙の大きさ 日本工業規格A列4番）

## 様式第19号（第25条関係）

## 信託終了申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

次のとおり公益信託の信託の終了を請求したいので申請します。

- 1 公益信託の名称
- 2 申請者の公益信託上の地位
- 3 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第20号 (第28条関係)

(表面)

第	号		↑
		職 所 属 氏 名	5.5 セ ン チ メ ー ト ル
		公益信託検査員の証	↓
		年 月 日	
		兵庫県教育委員会 ㊤	
← 9センチメートル →			

(裏面)

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (抜粋)

(業務の監督)

第28条 教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、公益信託検査員の証(様式第20号)を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

様式第21号 (第29条関係)

公益信託清算結了報告書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

報告者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

次のとおり公益信託の清算が結了したので、報告します。

- 1 公益信託の名称
- 2 清算結了年月日
- 3 添付書類

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

~~~~~  
個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第19号

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「郵便為替」を「為替証書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。